



◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

2020 (令和2年)

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

国 税	10月分源泉所得税の納付	11月10日
国 税	所得税予定納税額の減額承認申請	11月16日
国 税	所得税予定納税額第2期分の納付	11月30日
国 税	9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	11月30日
国 税	12月、3月、6月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合)	11月30日
国 税	3月決算法人の中間申告	11月30日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	11月30日
地方税	個人事業税第2期分の納付	

都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	.	.	.	.	.

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

ダイレクト納付 e-Tax (国税電子申告・納税システム) により申告書等を提出後、納税者名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に口座引落としにより国税を電子納付する手続き。預貯金口座ごとに「ダイレクト納付利用届出書」を提出すれば、税目別に異なる預貯金口座で納付も可能です。令和元年度は約154万件の利用がありました。

納税環境の整備 に伴う改正点

～令和2年度税制改正より～

近年の税制改正では、納税者の税制に対する信頼性をより確保していくため、「納税者の視点」及び「適正課税の視点」を踏まえた納税環境の整備が図られているとともに、申告・納税方法の見直し等が積極的に行われています。

そこで、今年度改正で手当された納税環境整備に関する主な改正点について、Q & A方式で確認していきます。

Q1 「登記上の所有者」が不明な土地について、「使用者」に固定資産税が課されることになったそうですが、その内容を教えてください。

A 高齢化に伴い全国で所有者不明の土地が増えていることから見直されました。内容は、次の2つに分けることができます。

1 現に所有している者の申告の制度化

市町村は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、市町村の条例で定めるところにより、その土地・家屋を現に所有している「現所有者」に氏名・住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになりました。

この制度は、令和2年4月1日以後の条例の施行日以後に現所有者となった者について適用されています。

2 使用者を所有者とみなす制度の拡大

従来から震災等の災害により土地の所有者が不明な場合には、限定的にその使用者を所有者とみなし、課税できる制度がありました。



今年度の改正により、市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が1人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるよう制度の拡大が図られました。

この改正は、令和3年度以後の固定資産税について適用されます。

Q2 納税地を異動した場合の振替納税の口座手続きが簡素化されたそうですが、内容を教えてください。

A これまで、引越し等に伴う納税地の異動があった場合に引き続き異動先でも振替納税で同じ口座から引き落としを行うためには、異動前の納税地の所轄税務署に「異動届出書」を提出するとともに、新住所地を管轄する税務署へ新たに振替納税の手続きを行う必要がありました。

しかし、納税者利便の向上の観点から、令和3年1月1日以後に提出する「納税者の異動届出書」に異動後引き続き同じ金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載すれば、新たな振替納税の手続きをする必要がなくなりました。

Q3 振替納税の通知依頼が電子化されるそうですが、どう変わりますか。

A 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出については、本人確認のため金融機関で届出印の印鑑照合が必要であることから、書面での提出に限定されていました。

近年、金融機関において、印鑑照合を必要としない本人確認の仕組み（電子的に入力された暗証番号の確認）が整備されてきたことを受けて、税務事務の効率化の観点から令和3年1月1日以後はe-Taxでの申請等が可能となります。

Q4 納税証明書の電子的交付等が柔軟化されたそうですが、どのような内容ですか。

A 納税証明書の電子的請求については、令和3年7月1日から電子委任状の添付ができるようになり、代理人の代理受領が可能となりました。

また、電子的交付について、税務署からPDFデータで受領する納税証明書に、真正性を担保するための措置としてQRコードが添付されることで、納税証明書を複数印刷して使用できるようになります。

Q5

準確定申告の電子申告手続きが簡単に行えるようになるそうですが、その内容を教えてください。

A

相続人が複数いる場合、各相続人の内容確認と自署による署名・捺印が必要でしたが、納税者の利便性向上のため簡素化が図られました。

具体的には、令和2年分以後の準確定申告書を同年1月1日以後に電子申告で提出する場合に、申告データを送信する相続人以外の相続人が申告内容を確認した旨を証する「確認書」を添付することで、申告データを送信する相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信は不要となりました。

Q6

電子帳簿等保存制度が見直されましたが、内容はどのようなものですか。

A

電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、受領者側（ユーザー側）が自由に改変できないものとして、以下の方法が加えられました（受領者側でのタイムスタンプの付与が不要）。

1 発行者側でのタイムスタンプ付与

発行者のタイムスタンプが付与された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法

2 クラウドシステム等の利用

電磁的記録について、訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）において、その電磁記録の授受及び保存を行う方法

Q7

印紙税での改正点を教えてください。

A

建設投資の促進、不動産取引の活性化を引き続き図るため、「不動産譲渡契約書」及び「建

設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置（図表）の適用期限が2年間延長され、令和4年3月31日までとされました。

軽減税率を踏まえた印紙税額

契約金額		軽減措置
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	
1万円以上50万円以下	1万円以上200万円以下	200円
50万円超100万円以下	200万円超300万円以下	500円
100万円超500万円以下	300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下		5,000円
1,000万円超5,000万円以下		1万円
5,000万円超1億円以下		3万円
1億円超5億円以下		6万円
5億円超10億円以下		16万円
10億円超50億円以下		32万円
50億円超		48万円

※契約金額が1万円未満は非課税、記載なしは200円。

Q8

その他、納税環境整備に関する見直しを教えてください。

A

その他、次のような見直しが行われています。

1 事業承継税制に係る届出書の添付

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予制度等における「継続届出書」などについて、認定贈与承継会社等に係る貸借対照表及び損益計算書の添付が不要となりました。

2 延納申請書等の記載事項等

延納又は物納の申請書について、次に掲げる法人の貸借対照表及び損益計算書の添付が不要となりました。

- ・ 延納の担保が保証人（法人）の保証である場合におけるその法人
- ・ 非上場株式を物納する場合におけるその非上場株式に係る法人

1及び2の改正は、令和2年4月1日より適用されています。

簡易型 DC・iDeCo プラスの 対象範囲拡大

今年10月1日より、「簡易企業型年金（簡易型DC）」や「中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）」を実施可能な範囲が拡大され、従業員規模300人以下（従来は100人以下）の事業主が対象となりました。

1 簡易企業型年金（簡易型DC）

中小企業向けに設立手続きを簡素化した企業型確定拠出年金です。通常の企業型年金は、職種や年齢等によ

る加入是非の判断が可能とされ、拠出額については定額、定率、定額＋定率のいずれかを選択できるのに対し、簡易型DCは、職種や年齢等による加入是非の判断が不可、拠出額は定額とするなどの特長があります。

2 中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）

企業年金の実施が困難な中小企業が個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる制度です。

新型コロナウイルスの影響で得意先等に対する金銭債権の回収が危ぶまれるケースも見受けられるようになってきました。金銭債権が回収不能になった場合には貸倒損失を計上しますが、法人の金銭債権に係る貸倒損失については、次の3つに限定して損金算入が認められており、法人税基本通達にその要件が定められています。

1 法律上の貸倒れ（法基通9-6-1）

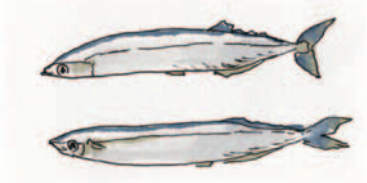
更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定や特別清算に係る協定の認可の決定により金銭債権が切り捨てられることとなった場合や、債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているものにより金銭債権が切り捨てられることとなった場合、または、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額が書面により明らかにされた場合には、その切り捨て等された金額は、その事実が生じた日の事業年度に「強制的」に損金算入されます。

2 事実上の貸倒れ（法基通9-6-2）

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかとなった場合には、その事業年度に損金算入されます。損金経理が要件となっており、担保物がある場合には処分後でなければ損金経理できません。

3 形式上の貸倒れ（法基通9-6-3）

売掛債権について、債務者との取引停止後又は最後の弁済期等以後1年以上経過した場合や、同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合には、備忘価額（通常は1円）を控除した残額が損金算入されます。こちらも損金経理が要件となっています。



契約書の写しに 印紙が不要となる場合

印紙税では、契約当事者の一方が所有する契約書に写し、副本、謄本などと表示があっても、契約当事者の双方又は文書の所持者以外の一方の署名又は押印があるなど契約の成立が証明されるものは課税対象となりますが、次のような場合には、カッコ内の理由から課税対象なりません。

- ・所持する文書に自分だけの印鑑を押したもの（契約の相手方当事者に対して証明の用をなさないため。）
- ・契約書の正本をコピーしただけのもので、署名若しくは押印または証明のないもの（単なる写しに過ぎないため。）
- ・FAX や電子メール等で送信する場合（正本等は送付元に保存され送付先で出力された文書は写しと同様のため。）

クレジットカード納付と 決済手数料

近年、国税の納付方法が増えていますが、ポピュラーなのがクレジットカード納付です。インターネット上のクレジットカードの支払方法を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」から、納付の立替払いを委託することにより納付でき、印紙等を貼付して納付する場合などを除いて全税目で利用可能です。

ただし、利用するにあたり納付税額が最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円超えるごとに76円（消費税別）を加算した金額の決済手数料が発生し、納付税額とともに支払う必要があります。また、カード会社の会員規約に基づきポイントが付く場合もあるので、決済手数料よりもポイント加算額が多い場合は経済的です。

なお、領収証書は発行されないため、必要な場合は、従来通り現金に納付書を添えて金融機関等で納付する必要があります。